

中国進出企業のための PL(製造物責任)グローバル戦略(Ⅰ)

特定非営利活動法人 セフティマネジメント協会 専務理事 出崎 克

世界各国のPL動向

わが国の製造物責任(PL)法が1995年7月に施行され10年が経過しました。

日本国内において当初予想された米国並の訴訟社会の可能性は極めて少ないと思われます。

しかし、この10年間に日本の製造業を取り巻くPL環境は激変しました。北米市場はもとよりEU経済圏の拡大、そしてアジア地域、特に中国への進出により製造業におけるグローバル化は一気に拡大し、世界レベルでのPL対策の重要性も増しています。

世界各国でのPL法の施行状況は別表Ⅰの通りです。消費者・ユーザー保護を目的とするPL法は製造業者における国際スタンダードなルールとなっています。

中国におけるPL対策の現状

中国においても「製品品質法」や「消費者権益保護法」による国民意識の変化からPL対策の充実が不可欠です。一般的に日本人は訴訟を好まない傾向にあるといわれています。これに対し

て中国国民は権利意識が高くどちらかと言えば米国に近いといえるでしょう。欧米留学組の中国指導者層も急増しています。したがって今後中国においてのPL訴訟は多発することも十分予想され、企業においてPL対策は急務といえます。中国における消費者との紛争に関する法律一覧表は別表Ⅱです。

PL保険の基礎知識

PL保険の必要性

PL対策には、PL事故を未然に防ぐPLP(予防対策)の考え方と万が一事故が起きた場合のPLD(防御対策)の考え方があります。世界各国ではそれぞれの国のPL法の考え方をベースに各国の法律に基づいてPL保険が販売されています。

万が一クレームに巻き込まれたときのために、PL保険にリスクを移転させておくことは、企業リスクマネジメントの上で極めて重要なことです。PLPの体系図は別表Ⅲの通りです。

別表Ⅰ. 海外各国のPL法施行状況

加盟国		施行日	オプションの採用状況		
			未加工の農産物や狩猟物への適用	開発危険の抗弁	同一欠陥製造物に起因する人身障害についての賠償限度額
EU加盟国	ベルギー	1991年4月1日施行	適用なし	採用	設定なし
	デンマーク	1989年6月10日施行	適用なし	採用	設定なし
	ドイツ	1990年1月1日施行	適用なし	採用	1億6000万マルク
	ギリシア	1994年改正	適用	採用	72億384万ドラクマ
	スペイン	1994年7月8日施行	適用なし	採用	105億ペセタ
	フランス	1998年5月23日施行	適用	採用	設定なし
	アイルランド	1991年12月16日施行	適用なし	採用	設定なし
	イタリア	1988年5月24日施行	適用なし	採用	設定なし
	ルクセンブルグ	1991年5月2日施行	適用	採用せず	設定なし
	オランダ	1990年11月1日施行	適用なし	採用	設定なし
	オーストリア	1988年7月1日施行	適用なし	採用	設定なし
	ポルトガル	1989年11月21日施行	適用なし	採用	100億エスクード
	フィンランド	1991年9月1日施行	適用	採用せず	設定なし
	スウェーデン	1993年1月1日施行	適用	採用	設定なし
	イギリス	1988年3月1日施行	適用なし	採用	設定なし
	マルタ	法案	—	—	—
	キプロス	1997年1月1日施行	適用なし	採用	設定なし
	エストニア	法案	—	—	—
	ハンガリー	1994年1月1日施行	適用なし	採用	設定なし
	ポーランド	法案	—	—	—
チェコ共和国	1998年6月1日施行	適用なし	採用	設定なし	
スロヴェニア	1998年3月28日施行	適用	採用	設定なし	
ラトビア	1996年10月8日施行	適用なし	採用	設定なし	
リトアニア	法案	—	—	—	
スロヴァキア	法案	—	—	—	
その他	アメリカ	1972年 月 日	規定なし		設定なし
	ロシア	1992年2月7日施行	適用なし	採用せず	設定なし
	韓国	2002年7月1日施行	適用なし	採用	設定なし
	台湾	1994年1月13日施行	適用なし	採用せず	設定なし
	中国	2000年9月改正	適用なし	採用	設定なし
	日本	1995年7月1日施行	適用なし	採用	設定なし

PL保険とは、わが国では生産物賠償責任保険の俗称であり、昭和30年代より取り扱われていました。保険のペー
ス
は米国の保険約款をアレンジしたものです。

「被保険者」である企業が製造・販売あるいは輸入した製品が原因で輸入者やユーザーなどの第三者が怪我をしたり死亡した場合、または第三者の財産を損壊したりした場合、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

海外への輸出製品を対象に、海外で発生した事故に対するものは「輸出PL保険」があります。

米国やEU諸国、そして中国においても言語の違いはありますが、基本的には同様の保険があります。

— PL保険とは —



別表Ⅱ. 消費者との紛争に関する主な法律一覧表

法令名	施行日	制定機関	内容のポイント
消費者権益保護法	1993.12.1	全国人民代表大会常務委員会	消費者保護の基本法
製品品質法	1993.9.1	全国人民代表大会常務委員会	生産者と販売者の製造物責任
民事訴訟法	1991.4.9	全国人民代表大会	消費者の訴訟手続に関する規定
製品品質仲裁検査及び製品品質鑑定管理規則	1999.4.1	国家技術品質監督局	製品の品質に関する仲裁検査及び鑑定の手続
部品商品修理交換返品責任規定	1995.8.25	経済貿易委員会、国家技術監督局、国家工商行政管理局、財政部	「三包」の基本規定
上海市消費者権益保護条例	2003.1.1	上海市人民代表大会常務委員会	消費者保護に関する上海市の地方条例
国際消費者権益日	1988	中国消費者協会	“1987年9月の中国消費者協会の国際消費者連盟組織後、毎年3月15日が「国際消費者権益日」とされました。1989年頃から全国700余りの大都市と主要地域で多彩な記念活動が行なわれるようになりました。企業による一斉クレーム受付キャンペーンの展開なども見られます。消費者保護に関する上海市の地方条例”

リスク対策は万全ですか？



個人向けも含め保険の総合コンシェルジュサービスをご提供しています。

<http://www.captain-inc.com/>

株式会社キャプテン

代表者：出崎 克

所在地：〒104-0033

東京都中央区新川1-3-2

ギンザヤビル3階

TEL 03-3206-1431

FAX 03-3206-1433

設立：1986(昭和61)年4月17日

別表Ⅲ. PL対策の体系図

